

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 審査基準に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	1	第2	2				基礎審査	「資格審査において参加資格が認められた応募者の事業提案書について、要求水準書を全て満たしているか審査する。基礎審査に際し、事業提案書を提出したすべての応募者を対象に、事業提案書の内容に関して局が確認するために事業提案に関するヒアリングを行う。」とありますが、ヒアリング時は本審査に関する書類についてもヒアリングの対象であり、本審査時の応募者へのヒアリングはないとの理解でよろしいでしょうか。	本審査に関する書類はヒアリングの対象ではありません。また、本審査時に応募者へのヒアリングは実施しません。
2	1	第2	2				基礎審査	「資格審査において参加資格が認められた応募者の事業提案書について、要求水準書を全て満たしているか審査する。基礎審査に際し、事業提案書を提出したすべての応募者を対象に、事業提案書の内容に関して局が確認するために事業提案に関するヒアリングを行う。なお、要求水準書を満たしていない場合は、失格とする。」とありますが、事業提案書は要求水準書記載項目を全て網羅させて記載・作成するとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書」を満たすことが分かるように様式IV-1「基礎審査に係るチェックリスト」を基に事業提案書を作成してください。
3	2	別紙1	(1)	ア			局への電力供給	「なお、消化ガスの年間の日平均供給量は42,960Nm ³ /日とし、季節変動等を考慮する。」とありますが、日平均供給量自体が季節変動等を考慮した年間の日平均供給量という認識であるため、特段季節変動等を考慮する必要はないと考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。仮に季節変動等を事業者側で考慮するとなると、事業者ごとに思想の相違が出て、評価が統一されないものと考えております。	「要求水準書」の別紙5(1)、(2)に示す消化ガス供給量と性状の実績を基に季節変動を考慮し、提案してください。
4	3	別紙1	(1)	イ			局への温水供給	「なお、日最大供給熱量396,000MJ/日を上回る分の供給熱量は評価しない」とありますが、上回る分の熱量を供給した場合でも、ペナルティなどはない、との理解で良いでしょうか。	原則、必要熱量を供給してください。日最大供給熱量を上回る熱量を供給したことで局の設備に損害が発生した場合は、「維持管理・運営契約書(案)」に示す損害賠償の対象となります。
5	3	別紙1	(1)	イ			局への温水供給	年間で時期により異なる運転パターンを想定しているため、時期により供給熱量が異なりますが、提案値[MJ/日]は、次のうちの値を記載すべきでしょうか。 ①最大値、②年間平均値、③最低値(最低保証値)	提案値は、年間を通じて化石燃料を用いずに供給できる熱量としてください。
6	7	別紙1	(1)	エ			電力コストの縮減	評価点の算出式は(25.6-【当該応募者からの提案値】)÷(25.6-【全応募者からの提案の最小値】)×40点と読み替えてよろしいでしょうか。現状の記載ですと、発電単価が高い方が評価されるように思われます。	ご理解のとおりです。 評価点の算出式は 「(25.6-【全応募者からの提案の最小値】)÷(25.6-【当該応募者からの提案値】)×40」を 「(25.6-【当該応募者からの提案値】)÷(25.6-【全応募者からの提案の最小値】)×40」 に訂正します。後日、再掲します。
7	7	別紙1	(1)	エ			電力コストの縮減	提示された計算式ですと全応募者からの提案最小値が最高得点になりません。計算式の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。 評価点の算出式は 「(25.6-【全応募者からの提案の最小値】)÷(25.6-【当該応募者からの提案値】)×40」を 「(25.6-【当該応募者からの提案値】)÷(25.6-【全応募者からの提案の最小値】)×40」 に訂正します。後日、再掲します。
8	8	別紙1	(2)	ア			評価方法	「各提案が、東京都下水道局における標準仕様書で要求する水準を超えており、～」を「有効と認められる提案」としてありますが、一方で要求水準書p.9「第1総則、2基本条件(2)関係法令及び基準・仕様等、イ 基準・仕様書等」にて、東京都下水道局における標準仕様書に遵守・準拠するよう記載がないため、本記載内容を修正いただけないでしょうか？	東京都下水道局における標準仕様書を遵守・準拠する必要はありませんが、当局の標準仕様書で要求する水準を超える提案について評価対象とします。
9	9	別紙1	(2)	イ	表1		評価項目、評価方針及び配点	維持管理・運営時の項目において「工夫」「サービス向上」「配慮」などの文言が記載されております。これらのように実績・試算・公的認証(8項、ア、評価方法)として記載が困難な提案については提案内容の具体性をもって評価されるものとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に適合した具体的な内容が示されており、提案の効果及びその根拠があるものに限り、評価対象とします。
10	9	別紙1	(2)	イ	表1		評価項目、評価方針及び配点	1,300kW以上の発電設備の工事实績の評価は、消化ガス発電設備に限られる認識でよろしいですか。(参加資格では、消化ガスの限定が明記されておられません。)	ご理解のとおりです。 なお、評価方針は導入実績となります。

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 審査基準に関する質問への回答(令和5年9月20日回答分)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
11	9	別紙1	(2)	イ	表1		評価項目、評価方針及び配点	評価方針記載の項目数と配点数は一致しております。評価方針の1項目あたりの配点数は1点でしょうか。	定性評価は、評価項目ごとの配点となっており、評価方針を基に提案内容を総合的に評価して採点します。
12	9	別紙1	(2)	イ	表1		評価項目、評価方針及び配点	維持管理・運営時の評価方針に「セルフモニタリングによるサービス水準の向上」との記載があります。 ここで、具体的にどのようなサービス項目が評価に値するのかを、お示してください。	具体的な評価内容は提示しません。
13	9	別紙1	(2)	イ	表1		評価項目、評価方針及び配点	維持管理・運営時の評価方針に「緊急時における他施設への波及防止」との記載があります。 本施設および他施設も含めて故障、損壊する程の大規模災害等の緊急時には、不可抗力条項が適用されるため、該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	提案内容を踏まえて不可抗力の適用が判断されます。詳細は局との協議によります。
14	9	別紙1	(2)	イ	表1		評価項目、評価方針及び配点	その他の評価方針に「物価変動リスクに対する対応(資材調達工夫等)」との記載があります。 ここでの対応(資材調達工夫等)とは、「維持管理・運営契約書(案)【別紙4】6「物価変動等による対価の見直し(2)見直しの条件」に記載されている、対価の変動率を超過させない事業者の工夫が評価に値するとの理解で宜しいでしょうか。	具体的な評価内容は提示しません。